

徳島県告示第五百七号

次の表の上欄に掲げる法令の規定により、LINE Pay株式会社に委託した同表の下欄に掲げる事務について、令和七年五月三十一日その委託を終了した。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

法令の規定	事務
地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項及び第五百五十八条の二第一項	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される次に掲げる歳入の収納事務 一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第三条に規定する県税等に係る徴収金 六 分担金 七 不動産売払代金 八 過料 九 第一号、第二号、第六号及び第八号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号、第四号及び第七号に掲げる歳入に係る遅延損害金
地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第四条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第五十六条第三項	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される旧児童福祉法第五十六条第二項の規定による徴収金の収納事務
地方自治法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第九条の規定による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「旧道路交通法」という。）第五十一条の十六	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付される旧道路交通法第五十一条の四第四項の放置違反金の収納事務